

その他の福祉事業の取扱いについて（案）

生活保護、母子・父子家庭事業については、各務原市の現行制度に統一する。

調整方針

専門部会 福祉部会

協議項目		協議細目		その他の福祉事業（生活保護、母子・父子家庭）	
各種事務事業の取扱い		生活保護、母子・父子家庭事業については、各務原市の現行制度に統一する。			
項目	区分	各務原市	川島町	調整方針	
1. 生活保護 (平成15年4月1日現在)	級地区分	2級地の2	3級地の2	各務原市の現行制度に統一し、川島町については、県から各務原市へ移管される。	
	被保護者	226世帯 313人	6世帯 7人		
	保護費支払	支払日：毎月5日 支払方法：窓口払い及び口座振込み	支払日：毎月5日 支払方法：口座振込み		
2. 寡婦福祉手当	認定事務手順	各務原市福祉事務所 ・申請受付 ・認定	岐阜地域福祉事務所 ・申請受付 ・認定		
	対象者	①、②、③すべてに該当するもの ①母子及び寡婦福祉に定義する寡婦 ②18歳未満の児童がいない69歳までのもの ③住民基本台帳等登録者で2年以上の居住者	なし	新市の住民を対象に継続して実施する。	
3. 母子家庭等 児童入学祝金	支給額	年額 2,000円（基準日9月16日）		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <参考> ○川島町社会福祉協議会で実施 事業名：母子・父子家庭児童小・中学校入学奨励金 対象：川島町内の母子・父子家庭で新入学（小中学校）の児童・生徒がいる世帯 金額：児童・生徒1人 5,000円 実績：平成14年度 小学校4人、中学校7人 </div>	
	支給実績	平成14年度 1,086千円（543人） ①、②、③すべてに該当するもの ①母子及び寡婦福祉法に定義する配偶者がいない女子、男子の家庭 ②小・中学校に入学する児童・生徒の家庭 ③住民基本台帳等登録者で1年以上の居住者			
4. すこやか手当	支給額	児童・生徒1人 10,000円			
	支給実績	平成14年度 小学校74人、中学校84人 義務教育終了前児童・生徒で下記の要件に該当するもの ①父が死亡した児童・生徒 ②父母が婚姻を解消し、父親と別れて生活している児童・生徒 ③父が重度の障害にある児童・生徒 ④その他			
支給実績		年額 6,000円（基準日5月5日） 平成14年度 5,958千円（993人）			
※ 母子寡婦福祉貸付金など、両市町が同一基準にて実施している事業は、調整を必要としないため省略し、新市においても同様に実施する。					

商工・観光関係事業（融資事業）の取扱いについて（案）

融資事業については、各務原市の現行制度に統一する。

調整方針

専門部会 産業部会 協議細目 商工・観光関係事業（融資事業）

協議項目		各種事務事業の取扱い																	
調整の方針		融資事業については、各務原市の現行制度に統一する。																	
項目	区分	各務原市	川島町																
1. 小口融資制度	目的	融資の円滑かつ迅速化を図り、市内における中小企業の経営の安定に資する。	なし																
	資金使途	運転資金・設備資金・運転設備資金	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 各務原市小口融資制度に係るその他の制度 ☆利子補給制度 中小企業者の負担軽減を図る為、小口融資制度を利用された方で、延滞等無く完済された利用者には、貸付利率の一部（2.0%以内）を補給する。 ☆保証料補助制度 中小企業者の負担軽減を図る為、小口融資制度を利用された方で、岐阜県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助する。 </div>																
	融資金額	1,250万円以内（県保証協会に保証残高がある場合は、これを含めて2,000万円以内）																	
	融資期間	96ヶ月（8年）以内																	
	利率	年利0.75%（保証料別）																	
	返済方法	元均等月賦償還または一括償還																	
	貸付実績	77件 333,300千円（平成14年度）																	
	その他	利子補給制度有り（貸付金完済後）																	
	目的	自ら居住するために住宅の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え又は購入を必要とする勤労者に対し、住宅建設資金を貸付け、持家を推進することで生活の改善向上とあわせて産業の発展に寄与する。																	
	資金使途	新築、増築、分譲住宅（中古住宅を含む）の購入資金																	
融資金額	1世帯50万円以上、500万円以内で10万単位																		
融資期間	15年以内																		
利率	年利3.04%（保証料別）																		
返済方法	元均等月賦償還（ボーナス併用可）																		
貸付実績	なし（平成14年度）…返済中4件（H15/3月末）																		
3. 勤労者生活資金融資制度	目的	勤労者の日常生活に必要な生活資金の供給を円滑にすることで、生活の安定に資する。	◆預託金の状況について（各務原市） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>制度</th> <th>預託金</th> <th>預託先</th> <th>融資実行可能範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小口融資</td> <td>450,000千円</td> <td>岐阜県信用保証協会</td> <td>協調倍率5倍</td> </tr> <tr> <td>勤労者住宅資金</td> <td>44,000千円</td> <td>取扱金融機関</td> <td>協調倍率3倍</td> </tr> <tr> <td>勤労者生活資金</td> <td>60,000千円</td> <td>取扱金融機関</td> <td>協調倍率2倍</td> </tr> </tbody> </table>	制度	預託金	預託先	融資実行可能範囲	小口融資	450,000千円	岐阜県信用保証協会	協調倍率5倍	勤労者住宅資金	44,000千円	取扱金融機関	協調倍率3倍	勤労者生活資金	60,000千円	取扱金融機関	協調倍率2倍
	制度	預託金	預託先	融資実行可能範囲															
	小口融資	450,000千円	岐阜県信用保証協会	協調倍率5倍															
	勤労者住宅資金	44,000千円	取扱金融機関	協調倍率3倍															
	勤労者生活資金	60,000千円	取扱金融機関	協調倍率2倍															
	資金使途	教育費、出産、医療費、冠婚葬祭費、生活必需品の購入資金など																	
	融資金額	1世帯100万円以内で1万円単位																	
	融資期間	48ヶ月（4年）以内、ただし、育児休業中の生活資金の場合は、60ヶ月（5年）以内																	
	利率	年利2.43%+保証料0.7%																	
	返済方法	元均等月賦償還																	
貸付実績	32件 20,080千円（平成14年度）																		
目的	勤労者に生活資金を融資することにより、生活の安定を図る。	勤労者に生活資金を融資することにより、生活の安定を図る。 教育、出産、医療、冠婚葬祭、家屋修繕、生活必需品の購入など 1世帯50万円以内で1万円単位 36ヶ月（3年）以内 年利2.53%+保証料0.7% 元均等月賦償還 1件 400千円（平成14年度）																	
資金使途	教育費、出産、医療費、冠婚葬祭費、生活必需品の購入資金など																		
融資金額	1世帯50万円以内で1万円単位																		
融資期間	36ヶ月（3年）以内																		
利率	年利2.53%+保証料0.7%																		
返済方法	元均等月賦償還																		
貸付実績	1件 400千円（平成14年度）																		

その他事業（指定金融機関等）の取扱いについて（案）

指定金融機関は、現行の各務原市の指定金融機関とする。
収納代理金融機関として、現行の各務原市が指定する機関に加えて、新たに岐阜南農業協同組合及びいちい信用金庫を指定する。

調整方針

専門部会 企画財政部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	その他事業（指定金融機関・収納代理金融機関）
調整の方針	指定金融機関は、現行の各務原市の指定金融機関とする。 収納代理金融機関として、現行の各務原市が指定する機関に加えて、新たに岐阜南農業協同組合及びいちい信用金庫を指定する。		
項目	各務原市	川島町	調整方針
1. 指定金融機関	<p>(株)十六銀行 (平成13年4月1日指定) ・ 公金の収納及び支払の事務を統括する店舗は各務原支店とする。</p>	<p>岐阜南農業協同組合 (平成12年10月2日指定) ・ (川島支店)</p>	<p>指定金融機関は、現行の各務原市の指定金融機関である(株)十六銀行とする。 川島町指定金融機関は、合併の前日をもって指定金融機関の指定契約を解除し、告示する。</p>
2. 収納代理金融機関	<p>(株)大垣共立銀行 (株)岐阜銀行 (株)みずほ銀行 (株)三井住友銀行 (株)UFJ銀行 岐阜信用金庫 大垣信用金庫 東濃信用金庫 関信用金庫 岐阜商工信用組合 東海労働金庫 各務原市農業協同組合</p>	<p>(株)十六銀行川島支店 (株)大垣共立銀行浅井支店 (株)岐阜銀行各務原支店 (株)UFJ銀行木曾川支店 岐阜信用金庫浅井支店 いちい信用金庫浅井支店</p>	<p>収納代理金融機関は、現行の各務原市が指定する機関に加えて、新たに岐阜南農業協同組合及びいちい信用金庫を指定する。合併時に、これを告示する。 川島町収納代理金融機関は、合併の前日をもって指定を取消し、告示する。</p>
〈その他〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関は、公金の収納及び支払い事務を取り扱わせる金融機関。 ・ 収納代理金融機関は、公金の収納事務の一部を取り扱わせる金融機関。 ・ (株)十六銀行の指定金融機関としての契約期間は、平成17年3月31日までである。 		